

# **建設部事業概要**

**平成 26 年度版**

**(平成 25 年度実績)**

**盛岡市建設部**

## 目 次

1 盛岡市の概況 .....	1
2 建設部の機構及び事務分掌 .....	2
(1) 機構図 .....	2
(2) 事務分掌 .....	3
(3) 職員の配置 .....	6
3 建設部予算及び決算 .....	7
4 道 路・交 通 .....	8
1. 道路の現況 .....	8
(1) 市道の状況 .....	8
(2) 市道の橋りょう状況 .....	8
(3) 市道の内訳 .....	8
2. 市道認定促進事業 .....	9
(1) 市道認定等件数 .....	9
(2) 市道路線認定事務費補助事業 .....	9
(3) 私道に係る市道認定促進補助事業 .....	9
3. 狹あい市道整備促進事業 .....	10
4. 私道等整備促進事業 .....	10
5. 道路台帳整備事業 .....	11
6. 道路占用許可等状況 .....	12
(1) 占用許可件数及び調定額（継続分を含む） .....	12
(2) その他道路に関する許可及び証明等件数 .....	12
(3) 境界確認件数 .....	13
(4) 法定外公共物用途廃止件数 .....	13
7. 道路の維持管理 .....	14
(1) 路面作業車両等 .....	14

(2) 舗装新設改良事業	14
(3) 舗装二次改築事業	14
(4) 一部路面補修事業	14
(5) 一般維持補修事業	14
(6) 側溝維持補修事業	14
(7) 除排雪事業	15
(8) 電源立地地域対策交付金事業	15
(9) 踏切拡幅対策事業	15
(10) 雪寒地域道路事業	15
(11) 元気臨時交付金事業	15
8. 道路新設改良事業	16
9. 広域圏道路新設整備事業	17
10. 橋りょう維持補修事業	17
11. 交通安全施設等整備事業	18
(1) 国庫補助事業	18
(2) 総合交付金事業	18
(3) 元気臨時交付金事業	18
(4) 交通安全対策特別交付金事業	19
(5) ひとにやさしいみちづくり事業	19
(6) 市単独事業	19
12. 街路事業の促進	20
13. 街路事業の推移	21
14. 盛岡広域都市計画道路の変更	21
15. 駐車場法に基づく事務に関すること	22
(1) 路外駐車場の届出等に関する事務	22
(2) 駐車施設の附置及び管理に関する事務	22
16. 総合交通計画の推進	22
17. I G Rいわて銀河鉄道利用促進事業	22
18. 盛南地区バス運行推進事業	22
19. 自転車利用促進事業	22
20. バス利用促進事業	23

21. 放置自転車対策	23
(1) 自転車等の撤去保管及び返還等	23
(2) 盛岡駅前自転車駐輪場管理運営事業	24
(3) 盛岡駅西口自転車等駐車場管理運営事業	25
<b>5 用 地</b>	<b>26</b>
(1) 用地取得及び物権移転補償総括表	26
(2) 用地取得箇所数及び面積内訳	26
(3) 用地取得内訳	26
(4) 物件移転補償費内訳	27
(5) 登記処理状況	27
<b>6 建 築 住 宅</b>	<b>28</b>
平成 26 年度の運営方針	28
主要事業	28
平成 25 年度の実績	29
I 市営住宅等について	29
1. 住宅概要	29
(1) 本市における住宅の基本方針	29
(2) 市営住宅の供給及び管理	29
(3) 優良な賃貸住宅の供給促進	29
(4) 住宅情報の提供	29
(5) 住まいの相談	29
(6) 住宅対策への助言機関	29
市営住宅の分布図	30
2. 建設・管理戸数	31
(1) 建設戸数	31
(2) 管理戸数	31
(3) 特定目的住宅	31
(4) 入居率の推移	31
3. 応募状況	32
(1) 新規建設募集分	32

(2) 空家募集分	32
(3) 申込者の傾向	32
(4) 申込住宅困窮理由	32
4. 高齢者向け住宅の実績	33
II 市有建築の営繕について	34
1. 営繕工事実績（設計及び監理）	34
2. 主な営繕工事（工事費1億円以上のもの）	35
3. 化学物質の測定結果	36
 7 河 川	37
1. 盛岡市の治水	37
2. 河川整備事業	38
(1) 一級河川 南川の改修	38
(2) 準用河川の改修	39
(3) 普通河川・側溝等	41
3. 水路占用等	42
4. 河川行政のあゆみ	43
5. 土砂災害等	44
(1) 土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域	44
(2) 急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業	44
 8 災害復旧	45
1. 道路橋りょう災害復旧	45
2. 河川災害復旧	45
3. その他土木施設等災害復旧	45

## 1 盛岡市の概況

人 口 294,800人（男：139,220人、女：155,580人）

世帯数 131,195世帯

\*住民基本台帳登録人口（外国人登録人口含む）  
(平成26年3月末日現在)

面 積 886.47平方km

位 置（市役所付近）

北 緯	39° 41' 15.8"
東 経	141° 09' 26.6"
標 高	126m

盛岡市は、岩手県のほぼ中央に位置し、奥羽山脈と北上高地にはさまれた北上平野の盆地で、市の中央部を北上川が北から南へ流れ、その右岸に奥羽山脈を源とする零石川が、また、その左岸には北上高地を源とする中津川と築川が合流し、これらの川にはさまれた形で扇状に市街地が形成されています。

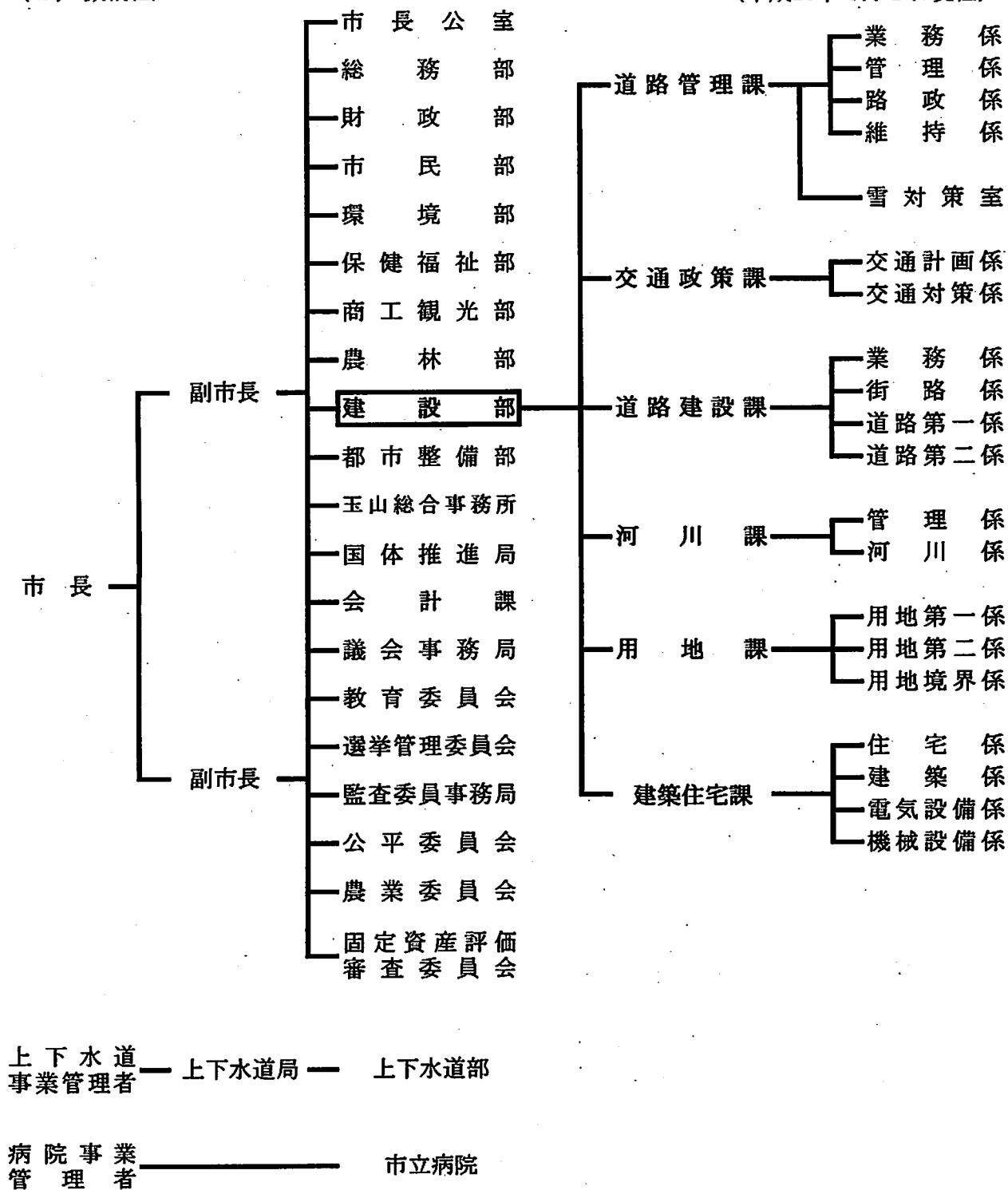
盛岡のまちづくりは、慶長2年（1597）南部家26代信直公の盛岡城築城に始まり、明治22年（1889）に市町村制施行により全国39都市のひとつとして盛岡市が誕生し、岩手県の県庁所在地として現在に至っています。平成4年4月に隣接する都南村と、平成18年1月には北に隣接する玉山村との合併により新生盛岡市が誕生しました。また、平成20年4月1日からは中核市への移行を果たし、市民生活に密着した事務の多くが県から委譲され市民サービスのさらなる向上に努めています。

機能的で魅力ある都市づくりを進め、盛岡駅西口地区や盛岡南地区の新都市開発事業などの大規模な都市基盤整備事業を推進し、北東北の交流拠点都市としてさらなる発展を目指しています。

## 2 建設部の機構及び事務分掌

(1) 機構図

(平成26年4月1日現在)



## (2) 事務分掌

### 《道路管理課》

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）の定めるところにより、市道の路線を認定し、その管理に関する事務を行うこと。
- (2) 市道の占用の許可に関すること。
- (3) 盛岡市法定外道路条例（平成14年条例第40号）の定めるところにより、法定外道路の管理（用地課の所管に属するものを除く。）に関する事務を行うこと。
- (4) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の定めるところにより、その管理する道路に接続する一般自動車道の造設に対する許可に関する事務等を行うこと。
- (5) 測量法（昭和24年法律第188号）の定めるところにより、永久標識及び一時標識の滅失、破損等を国土地理院長に通知すること。
- (6) 道路及び橋りょうの改修及び補修並びに溝渠等の維持管理（都市河川課の所管に属するものを除く。）に関する事務を行うこと。
- (7) 工事及び建設関連業務委託の検査に関すること。
- (8) 道路整備等に関する同盟会等の事務に関すること。
- (9) 建設部各課に係る事務の連絡調整、建設部長の事務補助その他建設部内の他課の所管に属しない事務に関すること。
- (10) 建設部、都市整備部及び上下水道部に係る事務の連絡調整に関すること。

### 《交通政策課》

- (1) 総合交通計画の策定に関すること。
- (2) バス、鉄道等の公共交通の施策に関すること。
- (3) 交通渋滞対策に関すること。
- (4) 歩行者及び自転車のための交通施策に関すること。
- (5) 地域の交通計画に関すること。
- (6) 空港及び新幹線に関すること。
- (7) 道路網の計画に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、交通に関する企画及び調整に関すること。
- (9) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項第1号の道路の都市計画決定又は変更に関すること。
- (10) 道路整備プログラムに関すること。
- (11) 建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例（昭和46年条例第12号）の施行に関すること。
- (12) 駐車場法（昭和32年法律第106号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、路外駐車場の設置の届出の受理その他路外駐車場に関する事務を行うこと。
- (13) 盛岡市営自転車駐車場に関すること。
- 盛岡市自転車の安全利用及び利用促進並びに自転車等の放置防止に関する条例（平成19年条例第73号）の定めるところにより、自転車等の放置の防止に関する事務を行うこと。
- (14)

### 《道路建設課》

- (1) 道路法第3条第4号の市道及び都市計画法第11条第1項第1号の道路の整備の方策及び建設に関すること。
- (2) 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）の定めるところにより、交通安全施設等整備事業に関する計画の作成及び当該施設の設置に関する事務を行うこと。
- (3) 自転車道の整備等に関する法律（昭和45年法律第16号）の定めるところにより、自転車道の設置に関する事務を行うこと。
- (4) 道路受益者負担に関すること。
- (5) 工事及び建設関連業務委託の検査に関すること。

### 《河川課》

- (1) 河川法（昭和39年法律第167号）の定めるところにより、準用河川に関する事務を行うこと。（他の所管に属するものを除く）
- (2) 土砂災害の防止に関すること。
- (3) 小規模な水害の防止に関する事務を行うこと。
- (4) 河川の改良及び水路の新設並びに側溝の新設に関する事務。（他の所管に属するものを除く。）
- (5) 準用河川及び水路の占用等の許可に関する事務。
- (6) 河川及び水路の維持及び管理に関する事務。
- (7) 水路台帳その他水路等に係る資料の整備に関する事務。
- (8) 工事及び建設関連業務委託の検査に関する事務。

### 《用地課》

- (1) 公共施設その他の行政財産に係る用地の取得及び補償に関する事務。
- (2) 土地収用法（昭和26年法律第219号）の定めるところにより、所定の許可、公告その他土地収用に関する事務。
- (3) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の定めるところにより、認定電気通信事業者の土地等の使用等についての裁定の申請書の写しを公衆の縦覧に供する等の事務。
- (4) 法定外道路のうち、里道等に係る占用許可、境界確認等の財産管理に関する事務。
- (5) 市道、準用河川及び水路の境界確認に関する事務。

## 《建築住宅課》

- (1) 市有建築物の建築計画に関すること。
- (2) 市有建築物の建築設計及び工事監理を行うこと並びに市に関連のある建築工事についての設計及び工事監理の協力を行うこと。
- (3) 市営住宅の管理に関すること。
- (4) 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)の定めるところにより、住宅地区改良事業に関する事務を行うこと。
- (5) 民間住宅の建設等についての指導及び相談に関すること(他の所管に属するものを除く)。
- (6) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、サービス付き高齢者向け住宅の登録等に関する事務を行うこと。
- (7) 住宅関連事業に係る連絡調整に関すること。
- (8) 工事及び建設関連業務委託の検査に関すること。
- (9) 被災住宅補修支援事業に関すること。





## 4 道路・交通

### 1. 道路の現況

#### (1) 市道の状況

(各年4月1日現在)

年	総 数		舗 装 道		非 舗 装 道	
	延長 (m)	面積 (m <sup>2</sup> )	延長 (m)	割合 (%)	延長 (m)	割合 (%)
22	2,014,794	11,732,501	1,645,931	81.7	368,863	18.3
23	2,023,133	11,832,578	1,656,043	81.9	367,090	18.1
24	2,024,351	11,822,016	1,658,185	81.9	366,166	18.1
25	2,026,582	11,886,791	1,662,122	82	364,460	18
26	2,051,142	12,101,718	1,687,229	82.3	363,913	17.7

#### (2) 市道の橋りょう状況

(各年4月1日現在)

年	総 数		永 久 橋		非永久橋	
	橋 数	延長 (m)	橋 数	延長 (m)	橋 数	延長 (m)
22	580	9,785	572	9,690	8	95
23	579	9,777	571	9,682	8	95
24	579	9,773	571	9,678	8	95
25	578	10,170	570	10,075	8	95
26	581	10,300	573	10,205	8	95

#### (3) 市道の内訳

(平成26年4月1日現在)

種 別	路線数	実延長 (m)	未供用延長 (m)	橋梁数	鉄道交差 (うち立体交差)
幹線 道路	一級市道	169	261,649	0	131
	二級市道	190	172,025	186	70
その他	6,747	1,590,692	33,206	366	30 (12)
独立専用道路	402	26,777	524	14	7 (7)
計	7,508	2,051,143	33,916	581	70 (33)

## 2. 市道認定促進事業

### (1) 市道認定等件数 (各年度実績)

年 度	21	22	23	24	25
認定等件数	85	94	92	32	81
認定延長 (m)	7,978.0	4,583.0	4,167.1	2,072.7	8,624.3

#### [事由別内訳]

年 度	23		24		25	
事 由	件数	延長 (m)	件数	延長 (m)	件数	延長 (m)
個 人	11	656.5	7	528.0	9	1,007.4
管理移管	5	4,379.1	2	1,180.7	23	5,517.9
開発行為	23	2,150.7	11	964.5	20	1,362.2
改良工事等	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他の	28	△ 1,574.0	7	△ 235.8	13	768.7
区画整理	25	△ 1,445.2	5	△ 364.7	16	△ 31.9
合 計	92	4,167.1	32	2,072.7	81	8,624.3

### (2) 市道路線認定事務費補助事業

市道路線認定を受けるための実測求積平面図の作成に要する経費に対して、補助金を交付した。

年度	申請件数	交付金額	年度	申請件数	交付金額 (千円)
20	8	12,130	23	7	6,476
21	8	15,107	24	8	9,432
22	8	9,129	25	10	13,283

補助率：当該経費に相当する額 (原材料を含む)

### (3) 私道に係る市道認定促進補助事業

私道の市道路線認定の促進を図るため、市道路線認定の要件を満たすために私道の拡幅等を行う場合に要する経費に対して補助金を交付した。

年度	申請件数	交付金額 (千円)	補 助 額
20	5	7,875	○隅切り用地の取得 —— 当該経費と地価公示価格と比較して、いずれか低い額。 ○塀等の物件の移設 —— 当該経費と市で査定した額とを比較して、いずれか低い額。
21	4	8,020	
22	3	9,018	
23	3	2,940	
24	3	444	
25	3	4,941	

### 3. 狹あい市道整備促進事業

幅員4m未満の狭あい市道について、拡幅整備を図るため、拡幅用地に係る物件の移設、用地測量、隅切用地の取得などの経費に対し補助し、建築基準法第42条第2項に基づく後退用地について、市に寄附する場合の測量、分筆登記費用の補助及び拡幅用地の整備の委託を実施した。

年度	申請件数	金額(千円)
21	39	28,604
22	44	29,130
23	47	30,006
24	40	28,985
25	52	26,983

(委託料等を含む)

### 4. 私道等整備促進事業

私道等の整備の促進を図るため、私道等の舗装またはこれと合わせて側溝などの整備を行う場合に要する経費に対して補助等を行い、また、私道等が起因する見通しの悪い交差点等の事故防止を図るために、カーブミラーの設置に要する経費に対して補助金を交付した。

年	件数	補助対象							
		舗装	側溝	補助金額 (千円)	カーブミラー		砂利		
		延長 (m)	延長 (m)		箇所数	補助金額 (千円)	申請件数	数量 (m <sup>3</sup> )	補助金額 (千円)
21	3	74.9	6.0	1,920	—	—	2	24	71
22	3	81	20.6	3,121	—	—	0	0	0
23	1	—	—	—	—	—	1	183	523
24	2	33.3	—	491	—	—	1	5	16
25	23	246.0	7	4,090	—	—	15	137	533

#### [補助率等]

##### ○ 舗装及び側溝整備

私道等の延長が20m以上、幅員1.8m以上で一端または両端が公道に接している場合であって、幅員が1.8m～2.7m未満は10分の5、2.7m以上は最大10分の6を補助する。

##### ○ カーブミラーの設置

幅員が2.7m以上の私道等または当該私道等に隣接する、原則として私有地に設置する場合に10分の6を補助する。

##### ○ 私道路等砂利敷整備

私道の整備を図るため、現地を調査し必要に応じて砂利敷の材料を平成25年度から支給している。(平成24年度までは材料費に対して補助してきた。)

## 5. 道路台帳整備事業

市道の管理事務を円滑に遂行するため、昭和54年度から道路現況測量調査を実施し、年次計画により道路台帳の整備を図っている。また、平成17年度から道路台帳情報システムを構築し、道路台帳の管理、除雪対応業務等の効率化を図っている。

年度	事 業 内 容	事業費（千円）
H21	盛岡・都南地区現況図経年変化修正、道路台帳補正・更新	86,621
H22	盛岡市道路台帳整備・施設調査、道路台帳補正・更新	104,362
H23	盛岡市道路台帳整備・施設調査、道路台帳補正・更新	104,666
H24	盛岡市道路台帳整備・施設調査、道路台帳補正・更新	95,916
H25	盛岡市道路台帳整備・施設調査、道路台帳補正・更新	105,241

(平成22年度からは台帳整備の統合により玉山区分含む)



(3) 境界確認件数

年度	境界確認(件数)
21	482
22	468
23	470
24	506
25	617

(4) 法定外公共物用途廃止件数

年 度	件 数	面 積 (m <sup>2</sup> )
21	9	917.43
22	6	394.48
23	11	812.92
24	9	386.12
25	6	584.99





## 8. 道路新設改良事業

行政需要急務な主要幹線生活道の新設、拡幅改良整備を促進し、道路環境の向上及び道路交通網の整備充実に努めた。

### (1) 新設改良事業

年 度	補 助 単 独 の 別	路 線 数 (本)	延 長 (m)	事 業 費 (千円)
21	まちづくり交付金	2	110	14,220
	単 独	5	328	214,677
22	まちづくり交付金	2	262	114,827
	単 独	3	待避所1箇所ほか	24,878
23	総合交付金	2	—	18,420
	単 独	4	待避所1箇所ほか	18,217
	まちづくり交付金	1	263 (電線共同溝)	228,756
24	総合交付金	2	93	35,080
	単 独	2	374	56,923
	まちづくり交付金	1	491	158,882
25	総合交付金	5	167	99,643
	単 独	1	495	96,538
	まちづくり交付金	1	歩道照明柱12基ほか	86,825
	元気臨時交付金	4	360	37,059

## 9. 広域圏道路新設整備事業

国道、県道、集落及び公共施設等を結ぶ広域的生活圏幹線市道の整備促進を図り、生活環境・産業等定住圏整備及び住民の福祉の向上に努めた。

年度	補助単独の別	路線数 (本)	延長 (m)	事業費 (千円)
21	地域活力交付金	8	877	518,640
	単独	3	254	162,380
22	国庫補助	1	—	24,516
	総合交付金	9	707	412,930
	単独	4	26	99,233
23	国庫補助	1	—	915
	総合交付金	11	601	411,639
	単独	3	—	40,332
24	国庫補助	1	460	80,809
	総合交付金	10	1,722	671,646
	単独	4	404	30,008
25	国庫補助	1	847	113,061
	総合交付金	10	880	647,920
	単独	4	305	60,297

## 10. 橋りょう維持補修事業

年度	箇所数 (箇所)	事業費 (千円)	備考
21	1	9,856	米屋島橋(舗装、地覆、高欄)
	292	14,897	橋梁点検
22	1	9,683	乙部橋(舗装)
	279	9,819	橋梁点検
23	1	9,856	米屋島橋(舗装、地覆、高欄)
	292	14,897	橋梁点検
24	1	8,178	川原橋(伸縮装置、融雪装置)
	1	840	橋梁点検
25	1	9,660	網取大橋(伸縮装置)
	18	7,692	橋梁点検(年度内完了は1箇所のみ)

## 11. 交通安全施設等整備事業

交通事故の増加に対処するために、緊急に交通安全を確保する必要のある市道や通学路について歩道等の整備に努め、交通事故の防止と交通の円滑化を図った。

### (1) 国庫補助事業

年 度	路線数 (本)	延 長 (m)	事 業 費 (千円)	説 明	
21	1	—	408,620	厨川駅自由通路	付帯工事, 委託, 負担金
22	—	—	—	—	—
23	—	—	—	—	—
24	—	—	—	—	—
25	—	—	—	—	—

\* 平成22年度から国庫補助事業（厨川駅自由通路）は、総合交付金事業に移行。

### (2) 総合交付金事業

年 度	路線数 (本)	延 長 (m)	事 業 費 (千円)	説 明	
21	7	198	869,460	中ノ橋通一丁目八幡町線外6路線	本工事, 用地, 补償, 委託, 負担金
22	10	275	938,184	中ノ橋通一丁目八幡町線外9路線	本工事, 付帯工事, 用地, 补償, 委託, 負担金
23	18	2,030	1,045,748	高櫛線外17路線	本工事, 付帯工事, 用地, 补償, 委託, 負担金
24	21	1,901	316,841	高櫛線外20路線	本工事, 付帯工事, 用地, 补償, 委託, 負担金
25	19	348	532,463	高櫛線外18路線	本工事, 付帯工事, 用地, 补償, 委託, 負担金

### (3) 元気臨時交付金事業

年 度	路線数 (本)	延 長 (m)	事 業 費 (千円)	説 明	
25	4	86	48,386	見前2号線外3路線	本工事, 用地, 委託

(4) 交通安全対策特別交付金事業

年 度	路線数 (本)	延 長 (m)	事 業 費 (千円)	説 明
21	—	—	14,274	区画線敷設、防護柵等、事務費
22	—	—	15,536	区画線敷設、照明灯、防護柵等、事務費
23	—	—	16,864	区画線敷設、照明灯、防護柵等
24	—	—	15,724	区画線敷設、照明灯、防護柵等
25	—	—	62,604	区画線敷設、照明灯、防護柵等（大型補正含む）

(5) ひとにやさしいみちづくり事業

年 度	路線数等	事 業 費 (千円)	説 明
21	東山一丁目10号線外	13,076	歩道切下げ誘導ブロック65箇所、設計
22	南仙北二丁目9号線外	13,642	歩道切下げ誘導ブロック74箇所、設計
23	厨川二丁目41号線外	15,412	歩道切下げ誘導ブロック58箇所、設計
24	川原橋自転車歩行者専用道外	15,564	融雪設備工事106m、設計
25	内丸大通三丁目線	10,253	融雪設備設置工事、設計 (元気臨時交付金を含む)

(6) 市単独事業

年 度	21		22		23		24		25		
	種 別	路線数 等	事 業 費 (千円)								
道路案内標識設置	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
歩道新設工事等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
交通安全施設資材費	—	2,932	—	3,000							
歩道段差解消等	63ヶ所	13,076	70ヶ所	13,642							
その 他	2	36,044	2	486,779							

## 12. 街路事業の推進

安全かつ円滑な都市交通を確保するとともに、都市の骨格をなす施設として、健全な市街地の形成や活力と魅力のある快適な都市形成に寄与し、併せて防災上の役割を果たし、ライフラインの収容を図るなど、多面的な機能を有する都市の基盤施設である幹線街路の整備促進を社会资本整備重点計画及び盛岡市総合計画に基づき行った。

ア. 社会資本整備総合交付金事業として梨木町上米内線外2路線について、工事、用地買収等を実施し、道路整備の促進を図った。

(単位: 千円)

路 線 名	事 業 費	内 訳			
		工 事 費	用 地 費	補 償 費	そ の 他
梨木町上米内線(Ⅱ工区)	348,179	228,101	75,715	36,180	8,183
明治橋大沢川原線(大通工区)	419,802		31,654	373,981	14,167
盛岡駅南大通線(大沢川原工区)	136,409		47,529	83,935	4,945
合 計	904,390	228,101	154,898	494,096	27,295

イ. 地方特定道路整備事業として、盛岡駅青山線外6路線について、工事、用地買収等を実施し、道路整備の促進を図った。

(単位: 千円)

路 線 名	事 業 費	内 訳			
		工 事 費	用 地 費	補 償 費	そ の 他
盛岡駅青山線(前九年Ⅱ工区)	54,276	11,280	5,801	36,174	1,021
中ノ橋通山岸線(Ⅲ工区)	49,476	48,539		545	392
明治橋大沢川原線(大通工区)	19,795		19,606		189
上厨川厨川五丁目線(赤坂Ⅱ工区)	31,735		1,921	28,260	1,554
梨木町上米内線(Ⅱ工区)	76,688	5,610		18,751	52,327
南大通南大橋線(神子田Ⅰ工区)	65,928	64,494		775	659
盛岡駅南大通線(大沢川原工区)	710	682			28
合 計	298,608	130,605	27,328	84,505	56,170

ウ. 地域の元気臨時交付金事業として、南大通南大橋線外1路線について、工事を実施し、道路整備の促進を図った。

(単位: 千円)

路 線 名	事 業 費	内 訳			
		工 事 費	用 地 費	補 償 費	そ の 他
南大通南大橋線(神子田Ⅰ工区)	25,000	25,000			
梨木町上米内線(Ⅱ工区)	74,999	74,999			
合 計	99,999	99,999			

エ. 市単独事業として、交付金等事業関連の維持管理等を実施した。

・街路関連事業

868 千円

オ. 県営街路事業負担金として、市内における岩手県街路事業について、地方財政法及び道路法の規程により事業費の一部を負担した。

・向中野安倍館線外2路線に係る負担金

9,707 千円

### 13. 街路事業の推移

年 度	補助単独の別	路 線 数 (本)	事 業 費 (千円)	決 算 額 (円)	対前年度 伸 率
21	補 助	1	352,400	2,010,372,386	29.0%
	地域活力交付金	4	1,092,700		
	單 独	6	565,272		
22	補 助	1	21,780	1,306,958,386	△35.0%
	総合交付金	4	822,768		
	單 独	7	462,410		
23	補 助	1	58,220	1,547,679,043	18.4%
	総合交付金	4	917,993		
	單 独	7	571,466		
24	補 助	0	0	1,391,323,793	△10.1%
	総合交付金	3	637,881		
	單 独	7	753,443		
25	補 助	0	0	1,313,571,803	△5.6%
	総合交付金	3	904,390		
	元気臨時交付金	2	99,999		
	單 独	7	309,183		

### 14. 盛岡広域都市計画道路の変更

盛岡市の都市計画道路は、昭和13年の都市計画決定以来、時代の変遷にあわせ、都市計画の見直しを行い、街路事業を実施してきた。

平成21年には、「盛岡市総合交通計画（平成19年度）」を踏まえて、将来交通需要の予測結果に基づき将来道路網計画の検証を行い、今後の交通施策を支える「新たな将来道路網計画」を策定した。

また、平成25年度から、県において実施する「盛岡広域都市圏将来道路網計画」の見直しについて、構成機関とともに、検討に参加している。

## 15. 駐車場法に基づく事務に関すること

### (1) 路外駐車場の届出等に関する事務

駐車場法の規定に基づき、路外駐車場の設置届出や管理規程届出の受理、技術基準等への適合の審査及び指導を行った。

(平成25年度路外駐車場設置届出等の受理件数 4 件)

### (2) 駐車施設の附置及び管理に関する事務

建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例に基づき、対象地区内の一定規模以上の建築物における駐車施設の附置義務台数や規模の確認及び指導を行った。

(平成25年度駐車施設附置義務台数の確認件数 8 件)

## 16. 総合交通計画及びもりおか交通戦略の推進

都市活動を支える交通環境を構築するため、マイカー利用を抑制しつつ、公共交通の利用促進と自転車や歩行による移動環境の向上を図ることを基本とする「盛岡市総合交通計画」を平成19年7月に策定した。また、「盛岡市総合交通計画」の実現を図るため、平成21年10月に「もりおか交通戦略」を策定し、公共交通、自転車利用促進策、コンパクトな市街地形成に資する都心アクセス性向上と中心市街地回遊性向上のための具体施策に取り組んだ。

## 17. I G R いわて銀河鉄道利用促進事業

台風18号災害復旧に対応するため、県、沿線市町と協調でいわて銀河鉄道経営安定化基金に積み立てたほか、IGRいわて銀河鉄道各駅トイレなどの管理を行った。

## 18. 盛南地区バス運行推進事業

平成17年度に、盛南地区と既存市街地を公共交通機関であるバスにより、有機的に結ぶことを目的に、盛岡市盛南地区バス運行計画を策定した。

平成18年度から、関係者による盛南地区バス運行検討会を組織し、平成25年度は盛岡南都市土地区画整理事業の完了と盛岡西バイパスの全線供用に係る路線バス運行について協議を行った。

## 19. 自転車利用促進事業

「盛岡市総合交通計画」及び「盛岡市自転車の安全利用及び利用促進並びに自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、自転車利用促進施策を進めることとしており、平成21年度には、自転車走行空間（ブルーゾーン）のネットワーク化を図るために「自転車走行空間整備計画」を策定し、平成22年度から上田地区等のブルーゾーン整備を進めている。また、市営自転車駐車場の利用促進を図るため、盛岡駅前及び盛岡駅西口の相互利用を可能とする入退場管理システムを構築構築した外、盛岡駅前自転車駐車場の照明をLED化した。

## 20. バス利用促進事業

市内のバス交通網の維持、整備及び利用促進を図るため、生活交通路線の維持補助金等の支出や盛岡駅東口の駅前広場の交通誘導のほか、JR山田線増便社会実験に合わせて、バス・鉄道の利用促進を図るため、桜台地区においてモビリティ・マネジメントを実施した。また、70歳以上の市民を対象に「中心市街地活性化、生活経済対策、公共交通利用促進」を目的に路線バス・IGRいわて銀河鉄道を優待利用できる「まちなか・おでかけバス事業」を実施した。

## 21. 放置自転車対策

盛岡市自転車の安全利用及び利用促進並びに自転車等の放置防止に関する条例に基づき、公共の場所の機能を確保するとともに街の美観を維持し、もって市民の安全で快適な生活環境を保持するための自転車等の放置防止に努めた。

### (1) 自転車等の撤去、保管及び返還等

上段；自 転 車  
下段；ミニバイク  
《自転車の撤去・返還状況》

年度	撤 去 (台)			返還 (台)	返還率 (%)
	禁止区域等	その他の地区	計		
21	2,048 1	195 1	2,243 2	1,263 2	56 100
22	1,656 5	149 1	1,805 6	1,029 3	57 50
23	1,756 2	163 0	1,919 2	1,200 2	63 100
24	1,841 0	212 0	2,053 0	1,268 0	62 0
25	1,498 1	176 1	1,674 2	901 0	54 0

《放置自転車等の委託費及び委託先》

年度	委託費 (千円)	委託先
21	7,050	有限会社岩手ハツリ工業 (撤去、保管及び返還)
22	1,788	財団法人ソーシャルサービス協会岩手事業所 (撤去、保管及び返還)
	2,916	有限会社岩手ハツリ工業 (撤去)
	660	株式会社F P ホームサービス (保管及び返還)
23	482	有限会社岩手ハツリ工業 (撤去) : 4月のみ
	5,138	日本労働者協同組合連合会センター事業団盛岡中央事業所 (撤去)
	1,262	株式会社F P ホームサービス (保管及び返還)
24	5,872	有限会社岩手ハツリ工業 (撤去)
	1,334	株式会社F P ホームサービス (保管及び返還)
25	4,696	日本労働者協同組合連合会センター事業団盛岡中央事業所 (撤去)
	946	株式会社F P ホームサービス (保管及び返還)

(2) 盛岡駅前自転車駐車場管理運営事業

《自転車駐車場の概要》  
 場 所 盛岡市盛岡駅前通11番11号  
 構 造 地下式鉄筋コンクリート造  
 設置年月日 昭和59年4月1日  
 収容台数 1,862台  
 開業時間 午前6時から午後9時まで  
 ※平成18年度から指定管理者制度に移行

《利用料金》

区分		一般	生徒等
定期駐車券による場合 (1台1回につき)	月の初日からその月の末日まで	2,000円	1,500円
	月の初日から翌月の末日まで	3,800円	2,800円
	月の初日から翌々日の末日まで	5,700円	4,200円
回数駐車券による場合(1台、11回につき)			1,000円
その他の場合(1台、1回につき)			100円

- 備考 1. 「生徒等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、専修学校及び各種学校に通学するものをいい、「一般」とは、それ以外のものをいう。  
 2. 駐車場の使用が1回につき24時間を超える場合は、24時間までごとに1回とみなす。  
 3. 駐車場の使用が1回につき2時間以内の場合は無料とする。

《利用台数》

(単位:台)

区分 年度	普通駐車			定期券駐車			無料利用	合計
	1回券	回数券	計	一般	生徒等	計		
21	7,266	2,903	10,169	4,076	33,586	37,662	—	47,831
22	7,344	3,370	10,714	3,527	32,835	36,362	990	48,066
23	7,559	4,536	12,095	3,895	39,612	43,507	2,976	58,578
24	9,374	5,031	14,405	4,332	36,834	41,166	4,203	59,774
25	7,702	5,061	12,763	4,979	36,304	41,283	4,736	58,782

《料金収入》

(単位:円)

年 度	普通駐車			定期券駐車				合計
	1回券	回数券	計	一ヶ月	二ヶ月	三ヶ月	計	
21	1,018,300	327,000	1,345,300	929,500	507,800	3,018,600	4,455,900	5,801,200
22	952,800	367,000	1,319,800	1,067,500	524,200	2,884,200	4,475,900	5,795,700
23	1,106,700	497,000	1,603,700	1,115,500	568,200	3,332,400	5,016,100	6,619,800
24	1,263,900	529,000	1,792,900	863,500	553,000	3,397,200	4,813,700	6,606,600
25	1,090,200	537,500	1,627,700	817,000	561,400	3,441,600	4,820,000	6,447,700

※ 平成22年9月より、駐輪から2時間以内の無料駐輪を実施







## 6 建築住宅

### ○ 平成26年度の運営方針

- (1) 課内の融和を図りながら、効率的で迅速的な業務に努める。
- (2) 市営住宅については、市民サービスの維持向上に指定管理者と連携を図りながら、収納率向上に努める。
- (3) 市有建築物の營繕については、効率的な事務処理を図りながら事業依頼課と連携の元、早期発注と適正な設計・工事監理に努める。
- (4) 被災住宅補修支援事業については、関係部署等と連携を図りながら、公平・公正かつ適正な支援を行なう。

### ○ 主要事業

#### (1) 市営住宅業務

- ①市営住宅退去者滞納家賃等回収業務委託
- ②市営住宅長寿命化計画の策定作業
- ③市営住宅指定管理センターの指導管理
- ④公営住宅建設事業 青山二丁目、三丁目アパート建替に係る設計委託  
青山三丁目アパート解体工事（3棟） 他
- ⑤市営住宅リフォーム事業
- ⑥計画修繕

#### (2) 営繕業務

市有建築物に係る新築や修繕について、計画及び設計並びに工事監理を事業課の依頼により担当している。これら業務の遂行にあたり、関係部課と連携を図りながら、バリアフリーやユニバーサルデザイン、化学物質や省エネルギーの環境対策、コスト縮減対策及び市産材の利用推進などに取組み、事業実施に向け円滑となるよう努める。

※平成25年度当初依頼業務

工事関係～99件（総工事費：約71億円）

委託関係～設計委託：20件 その他委託：8件（総委託料：約1億2千万円）

#### (3) 住宅関連業務

- ①盛岡市住宅マスタープランの改定作業
- ②被災住宅補修支援事業

## ○ 平成25年度の実績

### I 市営住宅等について

#### 1. 住宅概要

##### (1) 本市における住宅の基本方針

市民の多様な居住ニーズに的確に対応することが求められていたことから、本市の特性に応じた住宅の供給や住環境の形成の指針となる『盛岡市住宅マスタープラン』を平成8年度に策定し、その後平成18年度に改訂して、生涯を通して住み続け、誰もが住みたくなるような安全で地域に根ざした住まいづくりや活力あるまちづくりの実現を目指している。

##### (2) 市営住宅の供給及び管理

本市における戦後の市営住宅施策は、昭和22年に社会事業の一環として、低所得者で、しかも住宅困窮者を対象とした庶民住宅を70戸（木造平屋2戸建）建設したのに始まる。

当時、全国的に勤労者の住宅難が深刻だったことから、全国の住宅政策として昭和25年に住宅金融公庫法、26年に公営住宅法、30年に日本住宅公団法、35年には住宅地区改良法が制定され、本市においても住宅難打開のため、市政の重点施策の一つとして市営住宅の供給を図ってきた。

昭和40年代になると、43年に全国値で、48年には本市において、それぞれ住宅総数が総世帯数を上回った。これをうけ、本市における市営住宅の取り組みはそれ以後、需要に応じた供給に努めながら老朽化の著しい市営住宅の建替を重点的に推進し、高齢社会への対応、居住水準の向上等、良好な住環境の整備を図っている。

公営住宅の管理については、平成8年の公営住宅法の改正で、第1種・第2種の種別が廃止となり市営住宅の大半である第2種住宅と、県営住宅の大半である第1種住宅の入居収入基準が統一され入居者の収入及び住宅の便益に応じた応能応益方式による新家賃となり、公営住宅への入居選択幅が広がった。

また、駐車場の整備、入居者の高齢化、高齢単身者の増加など、多種多様な入居者ニーズに計画的かつ的確に対応するとともに、家賃滞納の増加傾向に対しても、計画的納付の指導や法的措置も含めた適切な対応に努めている。

##### (3) 優良な賃貸住宅の供給促進

中堅所得者向けの優良な賃貸住宅の供給のため、民間などが本市に建設する特定優良賃貸住宅の建設費の一部と家賃に対し、平成6年度に補助制度を創設した。（平成23年度は実績なし）

##### (4) 住宅情報の提供

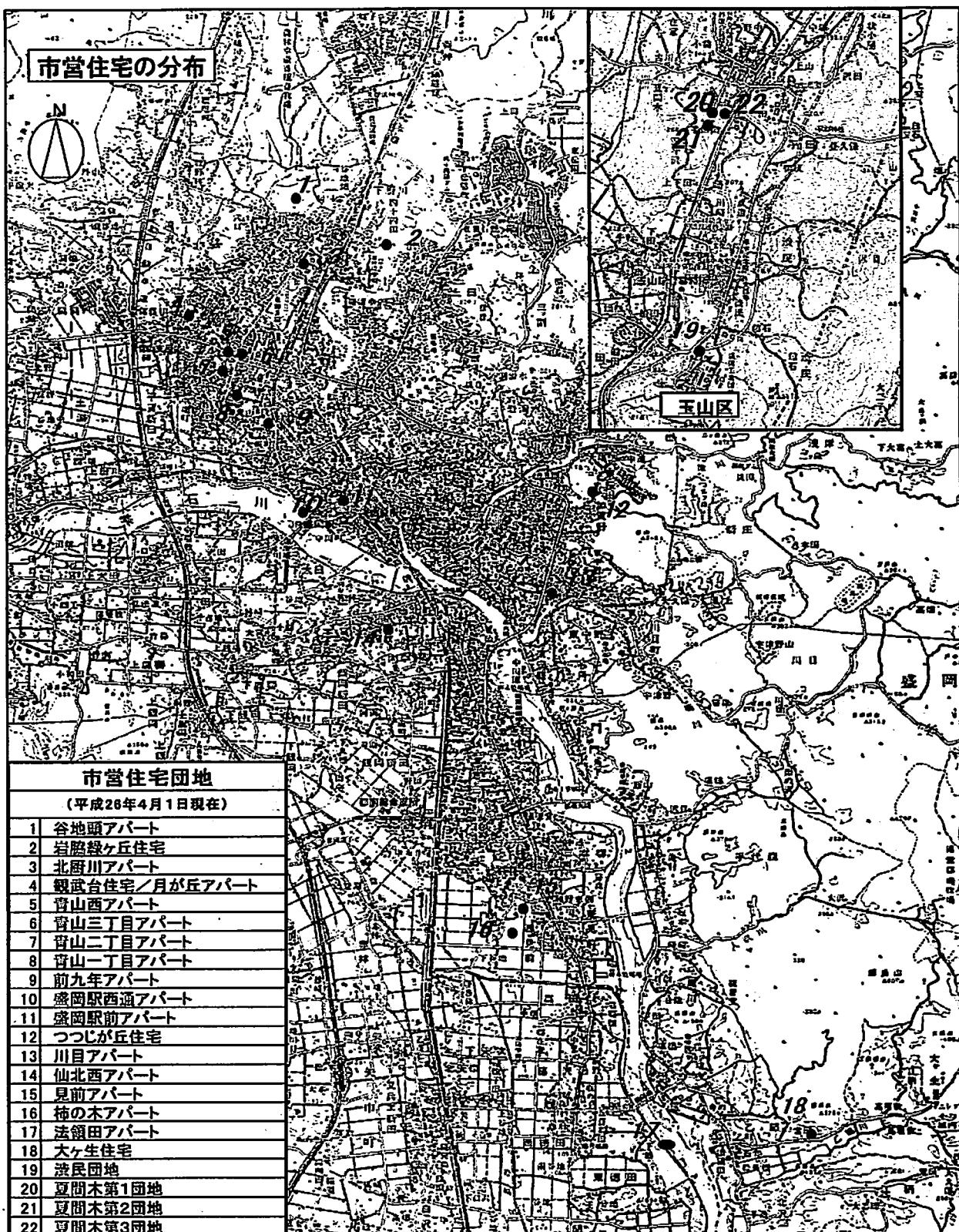
居住水準の向上と住宅関連産業の振興を図ることを目的に、岩手県及びゆとりある住まいづくり推進キャンペーンいわて実行委員会との共催により、毎年『住まエネフェスタ』を実施し、住まいの様々な情報の提供に努めている。（平成23年度は、震災の影響で中止となった）

##### (5) 住まいの相談

市民の住まいに関する多様なニーズに的確に対応するため、相談に応じている。

##### (6) 住宅対策への助言機関

総合的な住宅対策に関する重要事項を調査・審議することを目的として、盛岡市住宅対策審議会を平成11年4月1日に設置し、本市における住宅対策の推進を図っている。



## 2. 建設・管理戸数

(1) 建設戸数 (各年4月1日現在)

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26
公営住宅	4	0	16	21	0	0
改良住宅	0	0	0	0	0	0
コミニティ住宅	0	0	0	0	0	0
その他の住宅	0	0	0	0	0	0
合 計	4	0	16	21	0	0

(2) 管理戸数 (平成26年4月1日現在)

区分	木造	簡平	簡二	中耐	高耐	計
公営住宅	105	32	267	1,865	0	2,269
改良住宅	0	0	0	329	0	329
コミニティ住宅	0	0	0	0	42	42
その他の住宅	0	0	0	0	0	0
合 計	105	32	267	2,194	42	2,640

(3) 特定目的住宅 (平成26年4月1日現在)

区分	木造	簡平	簡二	中耐	高耐	計
身障者用(車椅子)	0	0	0	29	0	29
高齢者世話付住宅	0	0	0	30	0	30
合 計	0	0	0	59	0	59

(4) 入居率の推移 (各年4月1日現在)

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26
管理戸数	2,778	2,768	2,751	2,748	2,694	2,640
入居世帯	2,355	2,330	2,309	2,300	2,281	2,218
入居率	84.8%	84.2%	83.9%	83.7%	84.7%	84.0%

### 3. 応募状況(コミ住を除く)

#### (1) 新規建設募集分

区分	H21	H22	H23	H24	H25
募集戸数(戸)	0	9	7	5	0
下段:特定入居	0	9	16	0	0
応募者数(人)	0	9	7	6	0
下段:特定入居	0	9	16	0	0
倍率	—	1	1.00	1.20	—
備考		夏間木第2	夏間木 第1, 第2	夏間木第1	

#### (2) 空家募集分

区分	H21	H22	H23	H24	H25
随時入居戸数	—	5	9	15	14
定期入居戸数	57	82	68	68	64
応募者数	459	443	317	289	377
倍率	8.1	5.4	4.7	4.3	5.9

#### (3) 申込者の傾向

区分	H21	H22	H23	H24	H25
普通世帯	244	267	199	173	241
特別世帯	母子世帯	158	124	71	58
	生活保護世帯	26	28	19	29
	心身障害者世帯	31	24	28	21
小計	215	176	118	116	136
計	459	443	317	289	377
特別世帯の割合	47%	40%	37%	40%	36%

#### (4) 申込住宅困窮理由

区分	H21	H22	H23	H24	H25
建物不適等	10	7	1	3	6
過密居住等	67	107	71	56	58
立ち退き要求	18	14	16	11	11
遠隔通勤・家賃過重	273	232	177	176	224
その他	67	83	52	46	78
計	435	443	317	289	377

#### 4. 高齢者向け住宅の実績

平成4年度から新築される住宅は公営住宅法建設基準に基づき、全て高齢者仕様となっている。また、既設住宅については、8年度から住戸改善事業を実施している。

年度	新築住宅名	建設戸数	改善住宅名	改善戸数
平成4年度	柿の木AP6・7号館	24戸	—	—
	仙北西AP1・1号館	40戸		
平成5年度	柿の木AP4号館	12戸	—	—
	青山西AP1・2号館	56戸		
平成6年度	柿の木AP5号館	18戸	—	—
	青山一AP2号館	12戸		
平成7年度	青山一AP1・3号館	28戸	—	—
	青西AP3号館	16戸		
平成8年度	見前AP2号館	12戸	谷地頭AP1号館	1階 10戸
	青山一AP4号館	16戸		
平成9年度	見前AP1号館	12戸	谷地頭AP2号館	1・2階 20戸
平成10年度	—	—	青山二丁目AP5・6号館	1・2階 24戸
平成11年度	月が丘AP5号館	18戸	北厨川AP1・2号館	1・2階 24戸
平成12年度	—	—	川目AP2・3号館	1・2階 30戸
平成13年度	月が丘AP1号館	24戸	仙北西AP1・2号館	1・2階 24戸
平成14年度	—	—	法領田AP1号館	1・2階 8戸
平成15年度	月が丘AP2号館	28戸	前九年AP1～3号館	1・2階 24戸
平成16年度	—	—	柿の木AP1～3号館	1・2階 36戸
平成17年度	月が丘AP3号館	24戸	北厨川AP4号館	1・2階 9戸
平成18年度	渋民住宅1号棟	2戸	北厨川AP4・8・9号館	1・2階 26戸
平成19年度	月が丘AP4号館	24戸	谷地頭AP3号館	1・2階 19戸
	渋民住宅2号棟	2戸	谷地頭AP1号館	2階一部 17戸
平成20年度	親武台住宅18～20, 26・27号棟	24戸	" 4号館	1・2階
	渋民住宅3・4・5号棟	4戸	前九年AP3号館	9戸
平成21年度	親武台住宅21, 22, 28, 29号棟	26戸	川目AP1・4号館	1・2階 25戸
平成22年度	夏間木第2団地1・2・3号棟	16戸	谷地頭AP1号館	2階一部 4戸
平成23年度	夏間木第1団地1～5号棟	21戸	北厨川AP9号館	1階一部 2戸
平成24年度	—	—	北厨川AP7・9・10号館	1・2階 28戸
平成25年度	—	—	仙北西AP3・4・5号館	1・2階 34戸
<b>計 (A)</b>			<b>計 (B)</b>	
459戸			476戸	

#### その他の高齢者仕様住宅

身体障がい者用住宅(車椅子用)	16戸
コミュニティ住宅	42戸
<b>計 (C)</b>	58戸

整備済合計戸数 (A)+(B)+(C)=(D)	993戸
実質管理戸数(計画空家を除く) (E)	2400戸
整備率 (D) ÷ (E)	41.38%

#### ※主な改善内容

- 居室室内段差解消
- 照明スイッチのワイドタッチ化
- 各ドアノブのレバーハンドル化
- 階段室・玄関・トイレ・浴室に手摺設置
- 非常用ベル設置

## II 市有建築物の營繕について

### 1. 営繕工事実績（設計及び監理） (単位：千円)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	件数	工事費								
市長公室	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総務部	5	86,473	6	149,877	9	179,236	12	435,794	5	421,307
市民部	10	24,278	15	190,585	19	220,572	4	2,845,022	9	249,458
環境部	—	—	—	—	7	39,273	0	0	1	17,922
保健福祉部	16	11,319	2	4,190	11	194,230	3	2,930	5	124,458
保健所	—	—	—	—	—	—	3	10,941	0	0
商工観光部	1	997	—	—	1	1,197	3	512,274	3	512,274
農林部	2	4,182	—	—	1	62,850	4	230,067	4	76,392
建設部	29	311,981	23	331,371	18	441,919	13	216,517	12	828,049
都市整備部	3	26,116	2	39,690	5	179,281	6	185,700	1	11,634
下水道部	—	—	—	—	2	16,716	0	0	0	0
玉山総合事務所	4	49,912	6	58,638	5	82,167	4	6,190	5	48,596
水道部	2	27,410	—	—	—	—	—	—	0	0
市立病院	1	273	1	1,302	2	2,302	1	1,145	1	273
教育委員会	46	2,075,677	42	3,284,615	43	3,647,918	31	3,113,960	26	2,347,815
盛岡地区 広域行政事務組合	—	—	3	170,513	—	—	0	0	0	0
合 計	119	2,618,618	100	4,230,781	123	5,067,661	84	7,560,540	72	4,638,178



### 3. 化学物質の濃度測定結果

平成14年度から、室内における化学物質の濃度測定を工事完成時に行っており、平成25年度は、9の工事で測定を実施し、全て基準値以下であることを確認して事業課に引き渡した。

工事年度	測定実績工事名
平成21年度	(仮称) 盛岡市歴史文化施設整備工事
	盛岡市立渋民小学校屋内運動場改築その他工事
	馬場状小屋地区コミュニティセンター建設工事
	盛岡市立仁王小学校余裕教室等改修工事
	市営仙北西アパート4号館室火災による災害復旧工事
	玉山地区公民館建築工事
	市営親武台住宅トータルリモデル工事その2
	(仮称) 銀屋町地区コミュニティ消防センター建設工事
	市営親武台住宅32・35号棟空室等改善工事
	盛岡市立聚小学校屋内運動場改築工事
平成22年度	盛岡市立聚小学校給食室改築工事
	盛岡市立下橋中学校校舎耐震補強工事
	盛岡市立厨川小学校校舎耐震補強工事
	盛岡市立城東中学校仮設校舎建設工事
	盛岡市立城東中学校校舎改築工事
	市営夏間木第1団地建替工事その1
	盛岡中央消防署上田出張所庁舎建設工事
	松内地区コミュニティセンター及び松内消防屯所建設工事
	盛岡市立向中野小学校校舎建設工事
	盛岡市立向中野小学校屋内運動場建設工事
平成23年度	盛岡市立青山小学校校舎耐震補強工事
	盛岡市立河北小学校エレベーター設置工事
	盛岡市立戸川中学校屋内運動場耐震補強工事
	盛岡市立城東中学校仮設校舎建設その他工事
	盛岡市立城西中学校仮設校舎建設工事
	盛岡市立厨川中学校校舎改築第1期工事
	盛岡市立厨川中学校校舎改築第2期工事
	市営夏間木第1団地建替工事その2
	市営親武台住宅32・34号棟空室等改善工事
	(仮称) 篠川児童・老人福祉センター等建設工事
平成24年度	小袋地区コミュニティセンター建設工事
	寺林消防屯所建設工事
	収集センター統合事務所設置工事
	松原地区公民館A棟建設工事
	旧陸兵堀整備工事
	好成地区社会体育施設整備工事
	盛岡市立城西中学校仮設校舎建設工事
	(仮称) 飯岡コミュニティ消防センター建設工事
	盛岡市立土淵小学校給食室改修工事
	盛岡市立厨川中学校屋内運動場耐震補強工事その4
平成25年度	盛岡市立土淵小学校仮設校舎建設工事
	盛岡市立城東中学校校舎改築工事
	盛岡市立城西中学校校舎改築工事
	盛岡市立上田中学校エレベーター設置及び校舎耐震補強工事
	盛岡市立土淵小・中学校屋内運動場改築工事
	(仮称) 戸川地区農村交流センター建設工事
	湯沢地域交流活性化センター建設工事
	盛岡市立大宮中学校校舎耐震補強工事
	盛岡市立下橋中学校校舎耐震補強工事
	前田地区コミュニティセンター建設工事

## 7 河 川

### 1. 盛岡市の治水

盛岡市は東部と西部にそれぞれ北上山系と奥羽山系が走り、市街地は市域のほぼ中央部に南北へと形成されている。市の全域が国土保全・国民経済上重要な水系として政令で指定された「北上川水系」となっており、水系内には市街地内の南北に「北上川」が流れ、これに「零石川」「中津川」「築川」など幾つかの河川が東西から合流している。

北上川水系の治水計画は、岩手県が策定した「北上川水系盛岡西圏域河川整備計画」及び「北上川水系盛岡東圏域河川整備計画」にまとめられ、既存の三つのダム（四十四田ダム、御所ダム、網取ダム）と現在建設が進められている「築川ダム」による洪水調節とダム下流の河川改修から成り立ち、水系内の主要河川は一級河川に指定され、国と岩手県が管理して改修を進めている。（南川については、盛岡市も一部区間の改修を行っている）

盛岡市独自には、一級河川以外の主要な河川を準用河川に指定し改修を進めるほか、いわゆる普通河川の改修も進めている。また、市街地は、浸水対策を上回るスピードで形成が進み、排水施設や断面が不足するところもあり、水路の設置や改修にも取り組んでいる。市街地の随所に農地（水田）が混在し浸水対策を難しいものにしているが、今後適切な流水調節にも取り組んでいく必要がある。

なお、河川の種類及び管理区分は、表-1、図-1のとおりである。

#### ○河川の種類と管理区分

種類	管理者	根拠法	対象河川
一級河川	直轄区間 国土交通大臣	河川法第4条 河川法第9条第1項	北上川（船田橋付近より下流） 零石川 中津川（水道橋付近より下流）
	指定区間 岩手県知事	河川法第9条第2項 (国土交通大臣指定)	北上川（船田橋付近より上流） 中津川（水道橋付近より上流） 築川 米内川等21河川
二級河川	岩手県知事	河川法第5条 河川法第10条	なし
準用河川	盛岡市	河川法第100条準用	大葛川 木伏川 広川等19河川
普通河川	盛岡市	市水路条例	沢口川 仁反田川 米内沢川等

表-1

- ※ 一級河川は、私達の国土を守り、産業を発展させるうえで重要な河川で、国及び岩手県が管理するものである。
- ※ 二級河川は、一級河川以外の公共の利害に係る比較的流域面積が小さい河川で、岩手県が管理するものである。
- ※ 準用河川は、河川法が準用される河川で、河川法に準じた管理が必要な河川を盛岡市が指定し、管理しているものである。
- ※ 普通河川は、河川法による河川（一級河川、二級河川及び準用河川）以外の公共の用に供される河川のことで、盛岡市が条例により管理しているものである。

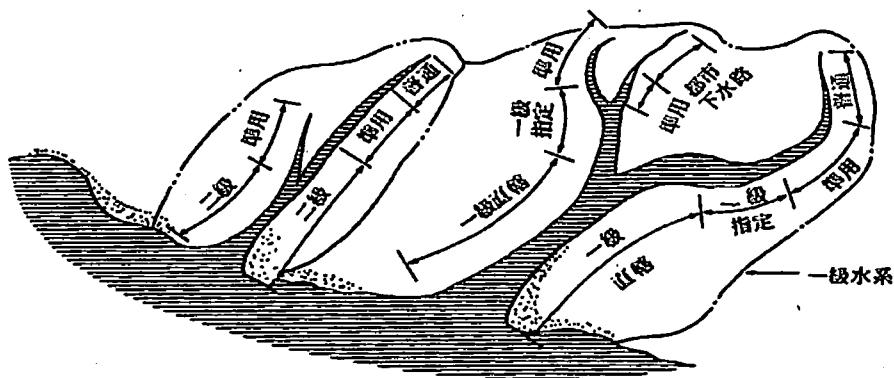


図-1

## 2. 河川整備事業

### (1) 一級河川 南川の改修

南川は、元々農業用として整備された水路であり、現在も下流へ用水を供給しているが、新市街地整備を進める「盛岡南地区都市開発」区域から流出する雨水処理も受け持つこととなり、一級河川に指定し河川事業で整備を行うこととした。岩手県管理の河川であるが、早期整備と地域に密着した事業展開のため岩手県による整備のほか、盛岡市も区間を分担し整備を行っている。

構造については、農業用水路としての機能も必要であるため、このような区間では用水と排水の分離が必要となるが、用地の制約もあることから上下の二層断面とし、平常時の流水及び農業用水は上層を流し、大雨などで増水した水は下層を流している。

	整備担当区間	区間延長	実施事業名
岩手県事業	国道4号の下流～北上川	1,450m	総合流域防災事業
盛岡市事業	国道4号横断及び上流区間	3,400m	都市基盤河川改良事業

#### ○整備実績

年度 河川名	5～21	22	23	24	25	備考
南川	補助(千円)	2,086,220	300,000	345,000	225,500	285,500
	単独(千円)	4,644	0	0	0	0
	計(千円)	2,790,864	300,000	345,000	225,500	285,500
	延長(m)	869.79	32.27	55.21	18.74	27.10
	累計(m)	869.79	902.14	957.34	976.08	1003.11
	整備率(%)	25.8	26.53	28.16	28.71	29.50
						指定年月日 H4.4.10 整備年度 H5～

## (2) 準用河川の改修

盛岡市では、これまでに下表の河川を準用河川に指定し、順次改修を進めている。

なお、平成25年度末の整備率は74.61%である。

### ①指定河川名及び区間に関する調書

	河川名等		区間		左の区間の延長(km)	指定等の主たる理由	改修済延長(km)	指定年月日
	水系名	河川名	上流端	下流端				
1	北上川	荒川	上厨川字小荒川 50番1地先	諸葛川合流点 (上厨川字杉原地内)	1.05	災害防除のため	1.05	S51.10.1
2	"	下太田川	下太田沢田 11番1地先	平石川合流点 (下太田新田地内)	1.70	災害防除及び河川管理 を良好ならしめるため	1.08	"
3	"	白流川	川目第15地割 55番2地先	築川合流地点 (川目第15地割地内)	1.50	災害防除のため	1.50	"
4	"	湯川	繫字塗沢 136番1地先	平石川合流点 (繫字塗市地内)	2.30	"	0.66	"
5	"	小諸葛川	西背山二丁目 33番5地先	諸葛川合流点 (下厨川字淡島地内)	3.05	河川管理を良好ならしめるため	3.05	"
6	"	桜川	浅岸字稻久保 54番地先	中津川合流点 (浅岸字大塚地内)	0.73	"	0.73	"
7	"	太田川	下太田下川原 163番8	平石川合流点 (下太田下川原地内)	0.06	"	0.06	"
8	"	新田川	下太田沢田 58番地先	下太田川合流点 (下太田新田地内)	0.24	災害防除のため	0.24	"
9	"	大葛川	浅岸字上大葛 33番1地先	中津川合流点 (浅岸字網取地内)	2.23	"	0.44	H4.3.30
10	"	湯沢川	湯沢2地割 15番4地先	湯沢10地割 10番1地先	1.60	生活環境の保全	1.60	S54.10.12
11	"	沼橋川	黒川22地割 17番3地先	乙部5地割 20番1地先	1.40	"	1.40	S58.9.16
12	"	美濃戸川	黒川14地割 64番地先	黒川9地割 22番2地先	1.30	"	1.30	"
13	"	三沢川	湯沢3地割 16番1地先	湯沢6地割 33番地先	1.50	"	1.50	"
14	"	大沢田川	乙部13地割 43番地先	沼橋川合流点 (乙部5地割地内)	1.00	"	0.54	S61.1.25
15	"	広川	羽場19地割 1番地先	湯沢川合流点 (湯沢17地割地内)	2.50	"	1.70	S63.8.30
16	"	大沢田川 放木路	大沢田川分派点 (乙部12地割地内)	乙部川合流点 (乙部13地割地内)	0.097	"	0.097	H1.3.9
17	"	木伏川	上飯岡2地割 75番2地先	羽場7地割 221番1地先	3.20	"	2.45	H3.7.5
18	"	新田川	乙部26地割 46番地先	乙部2地割 77番1地先	0.62	"	0.12	H5.11.9
19	"	大橋川	玉山区渋民字渋民 80番地1	北上川合流点 (渋民字泉田地内)	1.38	適正な治水管理及び環境保全	0.97	H14.3.29
合計		19			27.457		20.487	



### (3) 普通河川・側溝等

公共下水道未整備区域における普通河川等については、改修及び側溝等の新設改良を実施し降雨時における水害発生地域の解消を図るとともに、地域の生活環境の保全を図っている。  
なお、平成25年度末の整備率は42.62%である。

#### ①普通河川整備状況

河川名	区間		区間延長(km)	整備年度	改修済延長(km)	備考
	上流端	下流端				
小荒川	土淵字錦田	土淵字下川原	0.48	S43	0.48	事業は起債対象
一本松川	下米内字一本松	同左	0.46	S56	0.46	
大沢川	猪去字上平	猪去字藤松	0.33	S54~58	0.33	
湯館川	繁字猿田	同左	0.20		0.20	
さるこ沢・うるしづ川	猪去字田面野木	猪去字上猪去	0.30	S58	0.20	
鉢ノ皮川	上田字宇登坂長根	同左	0.07	H2	0.07	
白滝川	川目第15地割	同左	0.45	H2~6	0.45	
米内沢川	上米内字道ノ下	上米内字米内沢	1.30	H3~	0.73	
名乗沢川	上米内字名乗沢	同左	1.43			
館沢川	猪去字細越	猪去字上平	0.70			
沢口川	手代森13地割	手代森14地割	1.00	H15~	0.52	
大沢田川	乙部9地割	乙部13地割	0.55	H7~	0.04	
仁反田川	川目15地割	同左	0.45	H7~	0.45	
金洗川	羽場7地割	羽場5地割	1.50			
計			9.22		3.93	

#### ②側溝改良、新設

年 度	工事費(千円)	延長(m)	備 考
S50~H10	5,831,502	232,441	S63年度より側溝の新設のみ施工 (改築は道路管理課で施工)
H11	155,475	3,784	
H12	96,738	2,205	
H13	61,154	1,703	
H14	80,302	1,820	
H15	58,989	1,856	
H16	59,722	1,651	
H17	56,620	1,162	
H18	39,724	873	
H19	36,481	645	
H20	31,820	572	
H21	27,484	408	
H22	26,868	505	
H23	12,449	178	
H24	16,088	347	
H25	16,146	202	

(注) 平成3年度までの数値は旧市の数値である。

#### ③水路等清掃及び施設損傷事故の状況

(単位：件)

年度	破損	浚渫	清掃	草刈	立木伐採	水質異常	不法投棄	計
21	5	8	6	22	6	4	1	52
22	3	8	4	30	6	5	0	56
23	12	15	8	22	12	3	2	74
24	16	12	15	25	10	7	3	88
25	12	4	4	44	15	3	2	84



#### 4. 河川行政のあゆみ

年 月	内 容
昭 33・7	部制が施行され建設部土木課となる。
37・6	新庁舎が落成し、下水道課を新設する。
43・4	普通河川小荒川、下太田川、小諸葛川の工事に着手する。
46・4	建設部土木課に河川係が発足する。
47・10	下水道部が新設される。
49・4	機構改革により、下水道部都市河川課となる。
51・10	荒川等8河川を準用河川に指定する。
52・4	準用河川下太田川の工事に着手する。
53・4	急傾斜地崩壊による災害防止事業が施行される。
53・4	普通河川一本松川の工事に着手する。
54・4	普通河川大沢川の工事に着手する。
56・4	普通河川湯館川ほか3河川の工事に着手する。
57・4	準用河川荒川の工事に着手する。
61・4	普通河川白滝川の工事に着手する。
平 4・3	大葛川を準用河川に指定する。
4・4	都南村との合併により準用河川は17河川となる。
4・4	準用河川大葛川と普通河川米内沢川の工事に着手する。
5・4	都市小河川改修事業として一級河川南川の事業を始める。
5・4	準用河川木伏川の工事に着手する。
5・11	新田川（乙部）を準用河川に指定し、18河川となる。
6・4	準用河川広川ほか1河川の工事に着手する。
7・7	準用河川沼橋川ほか1河川の工事に着手する。
8・12	普通河川大沢田川の工事に着手する。
9・10	普通河川仁反田川の工事に着手する。
15・11	普通河川沢口川の工事に着手する。
18・1	玉山村との合併により準用河川は19河川となる。
22・4	機構改革により、建設部河川課となる。

## 5. 土砂災害等

土砂災害とは、大雨や地震などにより山やがけが崩れたり、土や石が増水した水とともに流れることによって、私たちの生命や財産などが脅かされる自然の災害である。主なものとして土石流や地すべり、がけ崩れ（急傾斜地崩壊）などがある。

盛岡市では、土砂災害から市民の生命及び身体を守るために、土砂災害防止法（平成13年4月1日施行）に基づき、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の指定を推進している。

### （1） 土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域

#### ① 土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所とは、土砂災害のおそれのある箇所をいい、旧建設省の通達に基づき平成12年度に岩手県が調査を行い確認したものである。

○ 土砂災害危険箇所数 (単位：箇所)

	急傾斜地	土石流	地すべり	計
旧市域	178	174	9	361
玉山区	40	195	0	235
全市域	218	369	9	596

#### ② 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

土砂災害防止法は、土砂災害から住民の生命及び身体を保護するため、土砂災害のおそれのある区域を指定し、危険の周知、土砂災害ハザードマップの作成及び配布等による警戒避難体制の整備促進や住宅等の新規立地の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものである。

○ 警戒区域等の指定状況=221箇所 (単位：箇所)

	急傾斜地	土石流	地すべり	計
旧市域	47(47)	50(37)	0	97(84)
玉山区	16(16)	108(69)	0	124(85)
全市域	63(63)	158(106)	0	221(169)

( ) 内は、土砂災害特別警戒区域の指定もされている箇所数

※土砂災害警戒区域：土砂災害の発生のおそれがある区域

※土砂災害特別警戒区域：警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

### （2） 急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業

急傾斜地崩壊対策事業の事業主体である岩手県は、年次計画により急傾斜地崩壊危険区域の測量、地質調査等を行い、危険区域を指定し、県営事業で砂防事業を実施しており、市はその工事費の一部を負担している。

また、砂防事業についても、事業主体の岩手県が砂防区域を指定し、砂防ダム等の防災工事を実施している。

#### ① 急傾斜地崩壊対策事業実施箇所

地区名	事業期間
桜山	S 53～S 54
桜山（その2）	H 8～H17
盛地区 5箇所	S 54～H17
山岸一丁目	H 11～H 14, H 17
高松四丁目	H 18～H 20
下米内二丁目	H 20～

#### ② 砂防事業実施箇所

溪流名	指定年月日
乙部川	S15. 7. 6
大沢川	S15. 10. 23
乙部川	S17. 9. 4
乙部川	S18. 6. 18
乙部川	S25. 2. 21
根田茂川	S29. 6. 18
米内川	S35. 11. 29
向井の沢	S44. 1. 19
蛭町沢	S48. 12. 7
滝の沢	S54. 11. 14
繁沢、同右支流	S60. 9. 18
猿田の沢	H15. 12. 16
宇曾沢	H15. 12. 16

## 8 災害復旧

### 1. 道路橋りょう災害復旧

(千円)

年	委託料	工事請負費	事業費計
25	98,579,598	0	98,579,598
26	5,500,000	31,608,000	37,108,000

### 2. 河川災害復旧

(千円)

年	委託料	工事請負費	事業費計
25	116,308	16,811	133,119
26	0	178,715	178,715

### 3. その他土木施設等災害復旧

(千円)

年	委託料	工事請負費	事業費計
25			0
26		4,449	4,449